## 潮来市学校警察連絡協議会会則

- 第1条 この会は、関係機関との緊密な連携により、児童生徒の健全育成と非 行防止に努めることを目的とする。
- 第2条 この会は、潮来市学校警察連絡協議会(以下「潮来市学警連」という。) といい、事務局を潮来市教育員会に置く。
- 第3条 この会は、第1条の目的を達成するために、次の事業を行う。
  - (1) 児童生徒の非行防止対策
  - (2) 非行を犯す、又は犯すおそれのある児童生徒の早期発見とその指導対策
  - (3) その他,目的達成に必要な事業
- 第4条 この会は、潮来市内の学校及び警察署、関係機関の代表者をもって組織する。
- 第5条 この会に次の役員を置き、任期を1年とする。ただし、再任を妨げない。
  - (1) 会長 1名
  - (2) 副会長 1名
  - (3) 顧問 若干名
  - (4) 幹事 2名
- 第6条 役員の任務は次のとおりとする。
  - (1) 会長は会務を総括する。
  - (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
  - (3) 顧問は目的達成のための助言をする。
- (4) 幹事は会務を処理する。
- 第7条 この会の役員の選出は、次のとおりとする。
  - (1) 会長は、潮来市教育委員会教育長とする。
  - (2) 副会長は、校長より選出する。
- (3) 幹事は、教育委員会及び学校の職員をもって充てる。
- 第8条 この会の会議は、次のとおりとする。
- (1) 年2回以上の協議会を開催する。
- (2) 会議は会長が招集し、会長は会議の議長となる。
- 第9条 この会の運営・会則の改訂等については、協議会において決定する。

付則 この会則は、平成15年4月1日より施行する。